

市民の皆様へ

加須市議会

公職選挙法の「寄附行為の禁止」にかかるご協力について

市民の皆様には、平素より市議会へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市民の皆様と、私たち市議会議員とのつながりはとても大切であります。

しかし、その関係が、金品や品物であってはなりません。公職選挙法では、通常の社交上の寄附であっても、寄附行為を禁止しています。皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

「寄附行為の禁止」として、たとえば、

- 1) 地域の行事、祭り、スポーツ大会などへの寄附や差し入れ
- 2) 地区の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- 3) 開店祝いや葬儀の花輪
- 4) 病気見舞い（親族以外）
- 5) 中元、歳暮、入学、卒業祝い
- 6) 代理出席の場合の結婚祝い、香典
- 7) 各種団体からの案内に対する会費（但し、会費制の場合のその相当額の会費は除かれます。**会費を伴う場合は、その旨を案内状等に、会費の金額として明記していただければ幸いです。**）

などが「寄附行為の禁止」の対象となっています。

また、年賀状や暑中見舞い等の時候のあいさつ状を出すのも、「答礼のための自筆によるもの」以外は、禁止されております。